

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(9)：人の避難体制の確保

<p>②-14 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ③-13、④-6</p>	■			<p>【実施主体】</p> <p>大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>防災行政無線については、移動系・固定系無線のデジタル化が今年度中に完了する予定。 同報系無線についてデジタル化を推進中である。 また、大阪市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 市民向けには、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始した。 東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。 大阪市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p>
---	---	--	--	---	---

平成25年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪市危機管理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動系・固定系無線のデジタル化については、平成24年度完了。 ・同報系無線については、更新（デジタル化）までの対応として、津波警報など重要な緊急情報がより多くの人に伝わるように、警報音としてサイレンを用いた放送に変更した。(H26.1.17～) <p>【大阪市消防局】</p> <p>大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。</p> <p>【大阪市此花区役所】</p> <p>此花区では、ツイッターやホームページ内のリンク情報を使用しての災害情報を発信している。</p> <p>【大阪市住之江区役所】</p> <p>ツイッターによる災害情報の発信</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題</p> <p>【大阪市消防局】</p> <p>避難広報活動については、市本部や区本部との連携を密にし実施していくかが課題と考えている。</p> <p>【大阪市此花区役所】</p> <p>引き続きツイッター等を使用しての災害情報の発信を実施する。</p>
---	---

<p>②-15 海上からの避難広報の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ③-17、④-8</p>			<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部は、阪神港(大阪区・堺泉北区)の台風対策等による情報伝達のほか、可能な限り所属巡視船艇による広報を実施する。 東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。 大阪市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する。 外国語(英語等)による津波情報の提供、避難広報について検討中である。</p>
--	--	--	---	--

平成25年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪海上保安監部】 所属船により、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしている。その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用することとしている。 電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 【大阪市消防局】 大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する。 【大阪市港湾局】 (船舶) 大阪市港湾局は、船舶による巡視・広報活動を可能な限り実施する。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題</p> <p>【大阪海上保安監部】 各機関とも主要無線のデジタル化が進み、アナログ波を使用している防災相互通信波の運用が今後困難になるのではないかと危惧している。 【大阪市消防局】 海上からの広報活動について、海上保安監部や港湾局と連携した効果的な広報実施体制の構築が課題と考えている。</p>
--	--

<p>②-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する また、複数の情報手段を検討する</p> <p>【関連アクション】 ③-16、④-7</p>			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾物流機能継続計画協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達が可能な状況となっている。</p>
--	--	--	---	--

平成25年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪市大正区役所】 災害情報についても、区役所では、港湾労働者に限らず、ツイッターやフェイスブックを利用し、広く発信している。 【大阪市 港湾局】 (防災) 引き続き港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾物流機能継続計画協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 防潮扉の企業管理者については、集中監視装置による津波情報の伝達は可能な状況となっている。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題</p>
--	--

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる
施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(10)：堤内地の浸水被害低減体制の確保

<p>②-18 防潮扉閉鎖不可時の情報伝達の検討</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 防潮扉が万一閉鎖できない場合の情報連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】</p>	■			<p>【実施主体】</p> <p>大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>防潮扉管理企業 水防団</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>地震津波災害対策訓練において、府市合同で防潮扉閉鎖訓練を行い、閉鎖状況の情報確認を実施した。 大阪市港湾局では平成25年度を整備目標とした集中監視装置の更新により、防潮扉の閉鎖状況を共同モニタリングにおいて、閉鎖不可時の情報提供を行う予定。</p>
---	---	--	--	---	--

平成25年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 地震津波対策訓練において府市連携訓練を行い、鉄扉閉鎖状況の情報伝達を実施している。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 港湾局及び大和川右岸水防事務組合との閉鎖状況の情報連絡</p> <p>【大阪市 港湾局】 (防災)集中監視装置による防潮扉閉鎖状況共同モニタリングにて、閉鎖不可時情報の提供を検討したが技術的に困難な状況となったため、情報連絡網の構築などを検討することとした。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題</p> <p>【大阪府事業管理室】 お互いの連絡窓口の確認や、閉鎖できないことの情報提供先の確認</p>
---	---

アクション目標(14)：情報伝達体制の確保

<p>②-25 緊急時における情報伝達手段の確保</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する</p> <p>【関連アクション】 ④-14</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪市建設局 臨港4区役所 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 防災行政無線については、移動系・固定系無線のデジタル化が今年度中に完了する予定。 同報系無線についてデジタル化を推進中である。 また、大阪市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 市民向けには、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始した。</p>
---	---	--	---	--

平成25年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪市危機管理室】 ・移動系・固定系無線のデジタル化については、平成24年度完了。 ・同報系無線については、更新（デジタル化）までの対応として、津波警報など重要な緊急情報がより多くの人に伝わるように、警報音としてサイレンを用いた放送に変更した。 (H26.1.17～)</p> <p>【大阪市大正区役所】 災害情報についても、ツイッターやフェイスブックを利用し、広く発信している。</p> <p>【大阪市建設局】 ・気象庁からの情報をメール等を活用して携帯電話に送信。 ・国や府からの情報については、主にFAXにて送受信し、電話にて着信等を確認 ・その他エリアメールを活用した情報収集を実施。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題</p> <p>【大阪市此花区役所】 大阪市危機管理室で一括して対応</p> <p>【大阪市建設局】 ・今後更なる確かな情報伝達を実施できるように努める。</p>
---	---

<p>②-26 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-11</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 「大阪湾物流機能継続計画協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達が可能な状況となっている。</p>
---	---	--	--	---

平成25年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪市 港湾局】 (防災)引き続き「大阪湾物流機能継続計画協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 防潮扉の企業管理者については、集中監視装置による津波情報の伝達は可能な状況となっている。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題</p>
---	--

<p>②-27 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-12、⑤-4</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>
平成25年度				
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容			アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題	

<p>②-28 防災に関する関係行政機関との情報共有化</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う</p> <p>【関連アクション】 ④-13</p>		<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>各実施主体において、次の会議などを開催し、情報共有化を図っている。</p> <p><近畿防災連絡会> <近畿府県政令市防災関係連絡会議> <建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会> <大阪湾物流機能継続計画協議会> <近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議> <大阪市内地域水防災連絡協議会> <大阪湾津波防災対策に関する打合せ> <津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> <南海トラフ巨大地震被害想定部会(仮称)> <南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会(仮称)></p>
--	--	--	---

平成25年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題</p>
<p>【近畿地方整備局企画部】</p> <p><近畿防災連絡会議></p> <p>防災に関する取り組みについて、各機関の情報共有の促進を目的とした連絡会を開催。昨年度は「近畿防災・危機管理戦略検討会議」として、近畿所在の国の機関を対象として開催した(作業部会、局長級会議)。</p> <p>今年度は、防災対策基本法に基づく指定公共機関等との連携強化を行うため、組織拡充を目的に「近畿防災連絡会」と会議名を改正し、指定公共機関の参画を呼びかけを行っている。今年度の会議の主な議題としては、実災害時における現地対策本部での各機関役割分担や連携して対応する取り組みについて整理検討を行う予定である。</p> <p><建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会></p> <p>大規模自然災害の発生時には、国、府県、市町村から建設業協会等への活動要請が行われるが、同一企業に活動依頼が集中し、配備に混乱を生じることが考えられる。以上を踏まえ、広域的な災害発生時に建設会社への配備に混乱を生じさせないために、整備局、各府県、各府県建設業協会による防災情報の共有を図るとともに、諸課題を整理し災害時の建設会社の適切な配置等について府県単位で意見交換会を行っている。</p> <p>①締結済み協定内容の把握 ②被災情報(ステージ)の共有 ③シュミレーション含む訓練等による課題の抽出・改善の実施→域災害時の協定運用の円滑化</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】</p> <p><実施中></p> <p>①H20～継続「大阪湾物流機能継続計画協議会(大阪湾における港湾活動BCP検討委員会から名称変更)」を開催し大阪湾諸港の災害時の機能継続について検討・情報共有を図る。 ②H25～「近畿地方の港湾における地震津波対策検討会議」を開催し「近畿地方の港湾における地震・津波対策の基本方針」を策定した。これに対応した具体的な対策計画について、各港ごと府県単位(大阪港湾空港整備事務所事務局で大阪市・大阪府と)で検討を実施中。 ③H17～「近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ」により、「広域津波対策基本方針」及び「広域津波対策アクションプラン」を策定し、津波被害の最小化を目指した各機関が実施する津波対策について連携・情報共有を図る。</p>	<p>【近畿地方整備局企画部】</p> <p><近畿防災連絡会議></p> <p>災害に有益な情報を多数保有する指定公共機関等との連携強化を図るため、組織を拡充し、東日本大震災や中央防災会議の審議を受けての取組等の情報共有の促進を図る。また各機関の役割分担、連携して対応する取組等を整理・検討し、災害時対応のあり方を明確とする予定。</p> <p><建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会></p> <p>意見交換内の内容等について再検討を行う予定。</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】</p> <p><今後の対応></p> <p>協議会・検討会議・ワーキンググループで検討した地震・津波対策について、引き続き検討及びフォローアップを実施していく。</p> <p>①「大阪湾物流機能継続計画協議会」について、課題の検討・情報共有のため、必要に応じて協議会・部会(訓練を含む)を開催し、各機関・組織の連携を図る予定。 ②「近畿地方の港湾における地震・津波対策の基本方針」に対応した具体的な対策計画について検討し地震津波対策を推進していく予定。 ③「近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ」について、5年ごとにアクションプランを更新し、各機関が連携した津波被害の最小化を目指す。</p> <p>【大阪府事業管理室、大阪府西大阪治水事務所】</p> <p>最新の情報が共有できることが重要なため、引き続き情報交換等を行う。</p> <p>【大阪市建設局】</p> <p>・今後においても、継続的に情報共有を図っていく。</p>

<実施済>H23~H24

④「近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議」を昨年度(H23年度)から4回開催し、今後の地震津波対策のあり方について取りまとめ「近畿地方の港湾における地震・津波対策の基本方針」として(近畿地整港湾空港部のホームページ)で公表

(近畿地整主催、参加機関 港湾管理者、関係市町村、関係企業、学識経験者)

【大阪海上保安監部】

各種連絡会議等、可能な限り、積極的に参加することとし、情報共有を図ることとしている。

【大阪府西大阪治水事務所】

「大阪市内地域水防災連絡協議会」を開催し、地域の防災関係機関と水防に関する情報交換等を行っている。

【大阪市消防局】

防災に関する会議等に積極的に参加し、関係機関との情報共有について、実施体制の構築に努めている。

【大阪市建設局】

・府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加による、「大阪湾津波防災対策に関する打合せ」会を開催し、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。

・国府市の防潮部門の参加による「津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ」会を開催し、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。

・国府市、堺市、学識の参加による「南海トラフ巨大地震被害想定部会(仮称)」により、津波浸水想定、震度分布および被害想定等の情報共有を行っている。

・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加による「南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会(仮称)」により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有もを行っている。

【大阪市此花区】

JR西日本が主体となり、「有事対応検討会」を年数回、不定期で開催し相互の情報交換を行っている。(参加機関:警察署、消防署、交通局、区役所、阪神電鉄、JR西日本、USJ、その他企業)

【大阪市住之江区】

住之江区防災会議幹事会を開催し、災害時の情報共有等について確認

【大阪市 港湾局】

(防災)引き続き「大阪湾物流機能継続計画協議会」に参加し、連絡体制について検討している。

<p>②-29 関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施</p>			<p>【実施主体】</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p>
<p>【対象被害項目】 仕組み作り</p>			<p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表</p>	<p>【進捗状況等】 ＜近畿防災連絡会＞ 防災対策基本法に基づく指定公共機関等と、実災害時における現地対策本部での各機関役割分担や連携して対応する取り組みについて整理検討を行う予定である。 ＜近畿府県政令市防災関係連絡会議＞ 防災に関する取り組みについて、整備局と府県政令市の情報共有の促進を目的とした連絡会を開催。 ＜建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会＞ 大規模自然災害の発生時には、国、府県、市町村から建設業協会等への活動要請が行われるが、同一企業に活動依頼が集中し、配備に混乱を生じることが考えられる。 広域的な災害発生時に建設会社への配備に混乱を生じさせないために、整備局、各府県、各府県建設業協会による防災情報の共有を図るとともに、諸課題を整理し災害時の建設会社の適切な配置等について府県単位で意見交換会を行っている。 ①締結済み協定内容の把握 ②被災情報(ステージ)の共有 ③シュミレーション含む訓練等による課題の抽出・改善の実施 →域災害時の協定運用の円滑化 ＜大阪湾津波防災対策に関する打合せ＞ ・府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、情報共有を進めている。 ＜津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ＞ ・国府市の防潮部門の参加により、操作者である水防団との間での情報共有を進めている。 ＜南海トラフ巨大地震被害想定部会(仮称)＞ ・国府市、堺市、学識の参加により、津波浸水想定、震度分布および被害想定等の情報共有を行っている。 ＜南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会(仮称)＞ ・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有も行っている。</p>
<p>【内容】 大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する</p>			<p>【関連機関】 大阪港埠頭株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	
<p>【関連アクション】 ④-15</p>				

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題
<p>【近畿地方整備局企画部】 <近畿防災連絡会> 防災に関する取り組みについて、各機関の情報共有の促進を目的とした連絡会を開催。昨年度は「近畿防災・危機管理戦略検討会議」として、近畿所在の国の機関を対象として開催した(作業部会、局長級会議)。 今年度は、防災対策基本法に基づく指定公共機関等との連携強化を行うため、組織拡充を目的に「近畿防災連絡会」と会議名を改正し、指定公共機関の参画を呼びかけを行っている。今年度の会議の主な議題としては、実災害時における現地対策本部での各機関役割分担や連携して対応する取り組みについて整理検討を行う予定である。 <建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会> 大規模自然災害の発生時には、国、府県、市町村から建設業協会等への活動要請が行われるが、同一企業に活動依頼が集中し、配備に混乱を生じることが考えられる。以上を踏まえ、広域的な災害発生時に建設会社への配備に混乱を生じさせないために、整備局、各府県、各府県建設業協会による防災情報の共有を図るとともに、諸課題を整理し災害時の建設会社の適切な配置等について府県単位で意見交換会を行っている。 ①締結済み協定内容の把握 ②被災情報(ステージ)の共有 ③シュミレーション含む訓練等による課題の抽出・改善の実施→域災害時の協定運用の円滑化 <国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画近畿地方地域対策計画策定連絡会> 国土交通省では、南海トラフ巨大地震の発生時に、総力を挙げて取り組むべき対策をまとめた「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」の策定を進めている。 当整備局においても、近畿地方を管轄区域とする国土交通省の地方支分部局等での具体的かつ実践的な応急活動と戦略的に推進する対策をまとめた「近畿地方地域対策計画」を策定する。 【大阪海上保安監部】 委員として委嘱されている防災会議等、可能な限り積極的に参加することとしている。 【大阪府西大阪治水事務所】 小会議に出席予定である。 【大阪市消防局】 積極的に連絡会議や小会議等に参加している。 【大阪市建設局】 ・府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加による、「大阪湾津波防災対策に関する打合せ」会を開催し、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。 ・国府市の防潮部門の参加による「津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ」会を開催し、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。 ・国府市、堺市、学識の参加による「南海トラフ巨大地震被害想定部会(仮称)」により、津波浸水想定、震度分布および被害想定等の情報共有を行っている。 ・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加による「南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会(仮称)」により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有もを行っている。</p>	<p>【近畿地方整備局企画部】 <近畿防災連絡会> 災害に有益な情報を多数保有する指定公共機関等との連携強化を図るため、組織を拡充し、東日本大震災や中央防災会議の審議を受けての取組等の情報共有の促進を図る。また各機関の役割分担、連携して対応する取組等を整理・検討し、災害時対応のあり方を明確とする予定。 <建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会> 意見交換内の内容等について再検討を行う予定。 <国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画近畿地方地域対策計画策定連絡会> 今年度中に近畿地方において対応すべき5つの深刻な事態について対策計画をとりまとめ、26年度以降は5つの深刻な事態意外について検討、全体調整を行う予定。 【大阪府事業管理室、大阪府西大阪治水事務所】 最新の情報が共有できることが重要なため、引き続き情報交換等を行う。 【大阪市建設局】 ・今後においても、継続的に情報共有を図っていく。</p>

施策の方向性③：避難・救助を支援する
 施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(18)：人の避難の迅速化

<p>③-12 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-5</p>	■		<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>大阪海上保安監部は、阪神港(大阪区・堺泉北区)の台風対策等による情報伝達のほか、可能な限り所属巡視船艇による広報を実施する。</p> <p>近畿地方整備局河川部では、淀川河口部での活発な水面利用や高水敷の活用も多く、堤防上に多くの利用者がいることから、津波に関する注意報や警報が発令された際には、速やかに避難を促す情報を発信する必要があるため、津波情報提供設備(音声・文字情報)を平成25年度までに28箇所全て整備する予定である。</p> <p>大阪府危機管理室では、府民向けに津波警報等の防災情報に関する防災情報メールサービスを行っている。</p>
---	---	--	---	--

平成25年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容

アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題

【近畿地方整備局河川部】
 淀川河口部では、ウィンドサーフィンやヨット、水上バイク等による水面利用が活発に行われていることに加え、ジョギングやウォーキング、サイクリング等、高水敷が利用されることも多く、堤防上には多くの利用者がいることから、津波に関する警報が発令された際に、速やかに避難を促す情報を発信するため、津波情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備した。

<p>③-13 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する。</p> <p>【関連アクション】 ②-14、④-6</p>	■		<p>【実施主体】</p> <p>大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>防災行政無線については、移動系・固定系無線のデジタル化が今年度中に完了する予定。</p> <p>同報系無線についてはデジタル化を推進中である。</p> <p>また、大阪市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。市民向けには、各携帯会社が提供する緊急通報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始した。</p> <p>東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p> <p>大阪市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその</p>
---	---	--	---	--

<p>③-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-16, ④-7</p>	■	<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 港湾関係事業者への防災講座を通じて、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾物流機能継続計画協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達が可能な状況となっている。</p>
--	---	---	--

<p>③-17 海上からの避難広報の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-15, ④-8</p>	■	<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部は、阪神港(大阪区・堺泉北区)の台風対策等による情報伝達のほか、可能な限り所属巡視船艇による広報を実施する。 東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。 大阪市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する。 外国語(英語等)による津波情報の提供、避難広報について検討中である。</p>
--	---	---	--

施策の方向性④：情報の共有化を図る
施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(21)：避難情報の充実

<p>④-5 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ③-12</p>	■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部は、阪神港(大阪区・堺泉北区)の台風対策等による情報伝達のほか、可能な限り所属巡視船艇による広報を実施する。 近畿地方整備局河川部では、淀川河口部での活発な水面利用や高水敷の活用も多く、堤防上に多くの利用者がいることから、津波に関する注意報や警報が発令された際には、速やかに避難を促す情報を発信する必要があるため、津波情報提供設備(音声・文字情報)を平成25年度までに28箇所全てを整備する予定である。 大阪府危機管理室では、府民向けに津波警報等の防災情報に関する防災情報メールサービスを行っている。</p>
--	---	---	--

<p>④-6 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する。</p> <p>【関連アクション】 ②-14、③-13</p>	<p>■</p>	<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 防災行政無線については、移動系・固定系無線のデジタル化が今年度中に完了する予定。 同報系無線についてはデジタル化を推進中である。 また、大阪市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。市民向けには、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始した。 東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。 大阪市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p>
---	----------	---	--

<p>④-7 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する。</p> <p>【関連アクション】 ②-16、③-16</p>	<p>■</p>	<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾物流機能継続計画協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達が可能な状況となっている。</p>
---	----------	---	--

<p>④-8 海上からの避難広報の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する。</p> <p>【関連アクション】 ②-15、③-17</p>	<p>■</p>	<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部は、阪神港(大阪区・堺区)の台風対策等による情報伝達のほか、可能な限り所属巡視船艇による広報を実施する。 東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。 大阪市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する。 外国語(英語等)による津波情報の提供、避難広報について検討中である。</p>
---	----------	---	--

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(23)：情報伝達機能の確保

<p>④-11 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-26</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 「大阪湾物流機能継続計画協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達が可能な状況となっている。</p>
--	--	--	--	---

<p>④-12 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-27、⑤-4</p>			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>
--	--	--	---	---

<p>④-13 防災に関する関係行政機関との情報共有化</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う。</p> <p>【関連アクション】 ②-28</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、次の会議などを開催し、情報共有化を図っている。 <近畿防災連絡会> <近畿府県政令市防災関係連絡会議> <建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会> <大阪湾物流機能継続計画協議会> <近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議> <大阪市内地域水防災連絡協議会> <大阪湾津波防災対策に関する打合せ> <津波時の防潮流操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> <南海トラフ巨大地震被害想定部会(仮称)> <南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会(仮称)></p>
--	--	--	--	---

<p>④-14 緊急時における情報伝達手段の確保</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する。</p> <p>【関連アクション】 ②-25</p>			<p>【実施主体】</p> <p>大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市建設局 臨港4区役所 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 防災行政無線については、移動系・固定系無線のデジタル化が今年度中に完了する予定。 同報系無線についてデジタル化を推進中である。 また、大阪市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 市民向けには、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始した。</p>
---	--	--	---	--

④-15	関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施			【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団：市民代表 【関連機関】 大阪港埠頭株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者)	【小会議分類】：情報関係小会議
【対象被害項目】	仕組み作り			【進捗状況等】 ＜近畿防災連絡会＞ 防災対策基本法に基づく指定公共機関等と、実災害時における現地対策本部での各機関役割分担や連携して対応する取り組みについて整理検討を行う予定である。 ＜近畿府県政令市防災関係連絡会議＞ 防災に関する取り組みについて、整備局と府県政令市の情報共有の促進を目的とした連絡会を開催。 ＜建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会＞ 大規模自然災害の発生時には、国、府県、市町村から建設業協会等への活動要請が行われるが、同一企業に活動依頼が集中し、配備に混乱を生じることが考えられる。 広域的な災害発生時に建設会社への配備に混乱を生じさせないために、整備局、各府県、各府県建設業協会による防災情報の共有を図るとともに、諸課題を整理し災害時の建設会社の適切な配置等について府県単位で意見交換会を行っている。	
【内容】	大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する			①締結済み協定内容の把握 ②被災情報(ステージ)の共有 ③シミュレーション含む訓練等による課題の抽出・改善の実施 →域災害時の協定運用の円滑化 ＜大阪湾津波防災対策に関する打合せ＞ ・府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、情報共有を進めている。 ＜津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ＞ ・国府市の防潮部門の参加により、操作者である水防団との間で情報共有を進めている。 ＜南海トラフ巨大地震被害想定部会(仮称)＞ ・国府市、堺市、学識の参加により、津波浸水想定、震度分布および被害想定等の情報共有を行っている。 ＜南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会(仮称)＞ ・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有も行っている。	
【関連アクション】	②-29				

施策の方向性④：情報の共有化を図る
 施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(25)：支援情報の発信

<p>④-17 被災後の使用可能港湾施設情報の提供</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-2</p>	■			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 国土交通省港湾局が主体となり、「被害情報収集発信システム」を整備した。 システムの整備は完了しているが、情報収集体制及び情報提供体制の未整備により、利活用が遅れている状況である。 東日本大震災の事例では、東北地方整備局のホームページ上に東日本大震災関連情報のページを作成し、「岸壁の航路啓開進捗状況」の項目で随時更新しインターネットで情報提供を行った。 関係各組織・機関での情報共有と同じ情報を利用者及び関係者に対し発信する仕組みが必要である。</p>
--	---	--	--	--	--

平成25年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 <参考> 国土地理院において、被災状況等のWEB版情報図への集約と情報共有を行う「電子防災情報システム」を検討している。 港湾の災害情報についても、関係機関が連携しこのシステムを活用した情報発信を行うことにより、広く情報共有を図れる可能性がある。</p> <p>【大阪船主会】 具体的な情報発信の体制の確立が待たれる。</p> <p>【大阪市港湾局】 (防災)市のHPへの掲載方法や新たな情報発信などの検討が必要</p>
----------------------------------	---

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		
アクション目標(27)：復旧支援体制の確保					
<p>⑤-2 被災後の使用可能港湾施設情報の提供</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する。</p> <p>【内容】</p> <p>【関連アクション】 ④-17</p>				<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 国土交通省港湾局が主体となり、「被害情報収集発信システム」を整備した。システムの整備は完了しているが、情報収集体制及び情報提供体制の未整備により、利活用が遅れている状況である。 東日本大震災の事例では、東北地方整備局のホームページ上に「東日本大震災関連情報のページ」を作成し、「岸壁の航路啓開進捗状況」の項目で随時更新しインターネットで情報提供を行った。 関係各組織・機関での情報共有と同じ情報を利用者及び関</p>
<p>⑤-4 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する。</p> <p>【内容】</p> <p>【関連アクション】 ②-27、④-12</p>				<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>